

2016年11月15日、支社会議室において「申」第8号・第9号・第10号について、組合側幹事と会社側幹事による事前審理を行いました。

会社は、第8号については業務委員会を拒否しました。「申」第9号「B9編成、16号車No.4軸の速度発電機及び軸ギア」破損に関する申し入れは、11月29日に開催。

「申」第10号「1A(X12編成)、1パンタ走行」に関する申し入れについては後日開催します。以下は協議の主なやり取りです。

「申」第8号『仕業検査における「作業実績書」の記入方法の変更』に関する申し入れ

1. 「仕業申告の丸囲み」及び「検査日」の記入を班長から作業員に変更した理由は何か明らかにすること。
2. 「仕業申告の丸囲み」及び「検査日」の記入方法について文章化したものがあるのか明らかにすること。

《 議論内容 》

会社：付議事項ではないので開催しない。

組合：納得できない。

会社：班長の名前を当該箇所に入力するのは、班長である概念も違い、別に変更でなく元々、作業実績書の内容の作業パートナーとか作業員が記入する事となっているので別に変更した認識はない。

組合：それは元々、何処で決められているのか。

会社：作業実績書記入方法を周知している。

組合：伝達なのか、周知なのか。

会社：周知している。

組合：周知したのはいつの事か。

会社：今年に入ってからである。

組合：作業実績書には作業員が記入する事となっているのか。

会社：記入する事と確かなっているが、作業実績書には作業員が責任を持って記入する事となっている。その考え方は間違っていない。

組合：班長が記入しているのを今でも認めているのではないか。

会社：実際は知らないが、ちゃんとしたのは認めてはいない。

組合：午前中社員が聞きに行った時には、高橋科長は作業実績書の記入は班長であると言っている。

会社：会社もそのように聞いているが、それは間違いである。

組合：夕方になって訂正しているが、それまでは高橋科長も班長であると思ってたのである。

会社：高橋科長本人がどういう意味を持って間違えていたか知らないが、言葉だけ捉え

ればそういう事である。

組合：周知したものは、掲示で周知しただけで社員には説明をしたのか。

会社：説明したかは把握はしてないが、周知はしている。

組合：今回、10月7日に言い出したのは、10月6日に島津さんの本人訴訟の裁判が影響しているのではないか。

会社：そういうことはない。少なくとも社員から聞かれれば、答えただけである。

組合：では、これまでは班長が書くのを黙認していたということか。

会社：黙認ではない。

組合：班長も自分が書くものであると思っていたのではないか。

会社：そこは改められたら、改めた方が良い。

組合：変更した後に、再周知なる掲示を出したのか。

会社：聞いていないが、再周知する必要はない。

組合：作業者に記入漏れがあれば、非違行為になる。班長が書くべきか作業者が書くべきか周知したにも関わらず、今回把握していないのが分かったのだから再周知すべきである。

会社：それがどういうところの原因なのか知らないが、周知はしている認識だったので高橋科長は、社員から問われて答えただけである。

組合：高橋科長は問われて、最初の答えを間違えたということは自らも周知していなかったということで、班長が書くという認識をしていたのである。

会社：班長が書くという認識を持っていた人もいるということになる。

組合：管理者でも、そういう認識を持っていたということは現場の社員にも再周知の掲示を出すべきである。

会社：別に意見を頂くことは構わないが、会社が考えることである。高橋科長は着任した直後なので、それもあつたのではないか。

組合：分からないなら、即答せずに確認してから答えるのではないか。

会社：思い込みもあるかもしれない。

組合：「仕業申告の丸囲み」及び「検査日」の記入方法について文章化したものがあるのか。

会社：今はない。

組合：今回の申し入れがあつたのだから、再周知の掲示を出すこと。

会社：別に出す必要はない。

組合：作業者の作業実績書に記入漏れがないようにするのであれば、周知すべきである。

会社：例えば、乗務報告書の記載漏れがあれば再周知するとかしない。

組合：当直が注意喚起で促しているではないか。

会社：出すか出さないかは、会社が判断することである。

組合：始業点呼では、周知はしたのか。

会社：点呼で周知する必要はない。

組合：現場の社員は、班長が書くと思っているのである。班長でも自分が書くと思っていたのである。

会社：そう思っているかなりの社員がいるのであれば、説明はするが会社は認識していない。

組合：対立である。

以上